

アクアラインイースト観光広域連携戦略検討業務委託

受託者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱はアクアラインイースト観光広域連携戦略検討業務委託の契約の相手方を選定する公募型プロポーザルを実施するにあたり、事業者の能力及び提案の評価を公正かつ客観的に行うために設置するアクアラインイースト観光広域連携戦略検討業務委託受託者審査委員会について、設置に必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 事業者の能力及び提案に対する評価並びに選定に関すること。
- (2) その他プロポーザルの実施に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者がその職務を代理する。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、アクアラインイースト観光連盟会長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会議を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、議事を審議し、これを決定する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 4 第2項の決定は、出席した委員（第3条第2項に規定する職務の代理者を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、会議の開催に代えて、書類の持ち回り審査により議事を決することができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、一般社団法人君津市観光協会において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月9日から施行する。

この要綱は、アクアラインイースト観光広域連携戦略検討業務委託の事業者が選定された日に効力を失う。

別表 (第3条)

所属	職名	備考
(一社) 君津市観光協会	会長	委員長
(一社) 木更津市観光協会	会長	
富津市観光協会	会長	
(一社) 袖ヶ浦市観光協会	会長	
木更津市 観光振興課	課長	
君津市 経済振興課	課長	
富津市 商工観光課	課長	
袖ヶ浦市 商工観光課	課長	
君津地域振興事務所 企画課	課長	
アクアラインイースト観光連盟	理事	委員長が2名程度指名する。

注 書類審査が必要な場合、君津地域振興事務所企画課長、アクアラインイースト観光連盟理事の3名はプレゼンテーション審査から参加するものとする。